

## 前橋スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本組織は、前橋スポーツコミッション(英文名称:Maebashi Sport Commission、以下「前橋SC」という。)と称する。

(目的)

第2条 本組織は、前橋市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を活用し、スポーツに関する大会、スポーツイベント(以下「スポーツ大会等」という。)を誘致し、開催支援等を一元的に行うことにより、前橋市のさらなるスポーツ振興及び経済活性化等を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会等の誘致に関すること。
- (2) スポーツ大会等の開催支援に関すること。
- (3) その他前橋SCの目的達成のために必要な事業に関すること。
- (4) 前橋市と連携した、2020東京オリンピック・パラリンピック等事前キャンプ地誘致事業に関すること。

(委員)

第4条 前橋SCは、スポーツ団体、経済団体、観光団体、学識経験者、報道機関及び行政機関等(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員は、別紙のとおりとする。

(役員)

第5条 前橋SCに次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 監事若干名
- (4) 代表委員

2 会長は、前橋市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 監事及び代表委員は、委員のうちから会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計その他の事務を監査する。
- 4 代表委員は、専門委員会を総括する。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、代理者が出席することができる。
- 4 前項の代理者の出席は、第2項における出席とみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者の出席を求めることができる。

(専決処分)

第8条 会長は、会議を招集する暇がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規程により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(決議)

第9条 会議では、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 規約改正に関すること。
  - (4) その他、前橋SCの運営に関し必要な事項
- 2 会議の決議は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第10条 委員、役員、監事、代表委員の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した委員、役員、監事、代表委員の補欠として選任された委員、役員、監事、代表委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(専門委員会の設置)

- 第11条 事業の円滑な推進を図るため、会長は専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会の委員は、会長が指名する。
  - 3 専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第12条 前橋S Cの事務を処理するために、前橋市に事務局を置く。
- 2 事務局長は、会長が指名する。
  - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度及び会計年度)

- 第13条 前橋S Cの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- 第14条 前橋S Cの資金は、次の通りとする。

- (1) 負担金等収入
- (2) その他の収入

(その他)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、前橋S Cの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月17日から施行する。
- 2 前橋S Cの設立当初の委員、役員、監事の任期は、第9条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成29年3月31日までとする。
- 3 前橋S Cの設立当初の事業年度及び会計年度は、第12条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月13日から施行する。
- 2 代表委員の任期は、第9条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月14日から施行する。
- 2 前橋SCの委員、役員、監事、代表委員の任期は、この規約の施行の日から平成31年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月11日から施行する。
- 2 前橋SCの委員、役員、監事、代表委員の任期は、この規約の施行の日から新元号2年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 前橋SCの委員、役員、監事、代表委員の任期は、この規約の施行の日から令和5年3月31日までとする。

## 前橋スポーツコミッション委員名簿

順不同

役員	区分	所属団体・企業名等	役職
会長		前橋市	市長
		前橋市議会	議長
	経 済	前橋商工会議所	会頭
	スポーツ	前橋市スポーツ振興後援会	会長
	〃	前橋市スポーツ推進委員会	会長
	〃	前橋市スポーツ推進審議会	会長
	〃	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	会長
	〃	一般財団法人 前橋市スポーツ協会	会長
	〃	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	理事長
	観 光	株式会社近畿日本ツーリスト関東ぐんま支店	支店長
	〃	一般社団法人 群馬県バス協会	会長
	〃	株式会社 J T B 群馬支店	支店長
	〃	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	支社長
	〃	公益財団法人 前橋観光コンベンション協会	理事長
	〃	前橋地区タクシー協議会	会長
	〃	前橋市物産振興協会	会長
	〃	前橋旅館ホテル協同組合	理事長
	〃	前橋中心商店街協同組合	理事長
	プロスポーツ	株式会社ザスパ	代表取締役社長
	〃	株式会社群馬スポーツマネジメント	代表取締役会長
	〃	株式会社群馬プロバスケットボールコミッション	代表取締役社長
	報 道	株式会社エフエム群馬	代表取締役社長
	〃	群馬テレビ株式会社	代表取締役社長
	〃	株式会社上毛新聞社	代表取締役社長
	〃	株式会社まえばし C I T Y エフエム	代表取締役社長
	行 政	群馬県生活文化スポーツ部	スポーツ局長
	〃	前橋市文化スポーツ観光部	部長